

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 一迫地区

長町一利府線断層帯の地震の場合

○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(長町一利府断層帯の地震)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めてどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○地震の発生の仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなったり、小さくなったりすることがあります。

○長町一利府断層帯は、仙台市から利府町にかけて、ほぼ南北に延びる長さ約40kmの活断層です。約3000年に一度程度の割合で繰り返し地震を起こし、最後の活動は約2000年前ではなかったといわれています。マグニチュード 7.1の地震を想定しています。

地域の危険度マップとは

■地域の危険度マップ
地域の危険度マップは、地震による建築物(木造)被害とその被害の程度に応じてランク分けし、上で、地図に示したものです。具体的には「揺れやすさマップ」で示した震度の揺れを前提とし、地盤の液状化の影響を含めて、全世帯の被害の程度を平均的な被害と仮定し、相対的に危険度の差を「危険度」で表しています。

○地震による死亡・ケガの要因は何？
液状化による被害のうち、被害の大半は地震直後の家具、建具による圧死・圧死に由来しています。

○皆さんの生命・財産を守るためには、住居・建築物の耐震化が最も重要です。

建物の耐震化が重要です。

■木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和66年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を開けたとき、枠と建具との間に著しい縦長の三角形の隙間が空いている。
- ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにいかない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が落ちていて感じる。
- シロアリや成虫(4枚羽のついたしろあがり)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 洗面や浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

家具の地震対策も重要です。

■家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れたり火災に巻き込まれたりすることがあります。新烈震中核地帯においても負傷者の約割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- タンス等の収納物が取飛ぶことのないように、扉の閉鎖を防ぐ器具を取り付ける。
- 棚板や食卓を取る場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- いすや椅子の背の裏側に、家具や家電製品をなるべく置かない。
- 家具の裏面は滑りやすい材質の場合の上には置かない。
- 家具の足元は、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- 窓の枠の取付やウォーキングローダー等の取付位置の定期的なリフォームを行う。
- ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、鉄筋の配置※、必要な厚み、必要な控え、基礎の深さなどによって、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(※、ブロック塀のみは適用される基準)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

凡例
木造建築物の全半壊率

- 0～3%
- 3～5%
- 5～7%
- 7～10%
- 10～20%
- 20～30%
- 30%以上

※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の変わっていない箇所があります。

＜お問い合わせ先＞
栗原市建設部 建築住宅課
TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313